

認知症施策推進計画の策定等を踏まえた

町田市認知症施策推進協議会設置要綱の改正について

1 背景

2024年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「基本法」）」では、国に対し、認知症施策の具体的な目標及びその達成時期を定める「認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」）」を策定することが義務付けられた。また、都道府県及び市区町村においては、国の基本計画に基づき、当該自治体の実情に即した「認知症施策推進計画（以下「推進計画」）」を策定することが努力義務とされた。

これにより、国は2024年12月3日に基本計画を閣議決定し、東京都では2024年度末に推進計画を策定する見込みである。

また、基本法では、推進計画を作成しようとするとき、及び、施策の実施状況の評価を行う場合は、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めることと定められている。

2 推進計画に関する町田市の考え方（案）

町田市ではこれまで、認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視した施策を推進してきた。この施策は、「町田市いきいき長寿プラン24－26（以下「いきいき長寿プラン」）」の基本施策3「認知症とともに生きる」に位置づけている。

基本法では、認知症施策の基本理念が示され、各自治体は「認知症の人の社会参加の機会の確保」や「相談体制の整備」など8つの基本的施策の実施が責務とされた。

これら法が定める基本理念及び基本的施策は、「いきいき長寿プラン」における市の認知症施策の方向性と一致するものである。

従って、市の推進計画については、これまでの認知症施策との継続性や他の高齢者施策との一体性を考慮し、「いきいき長寿プラン」に包含することが適切である。なお策定にあたっては、国の基本計画及び都の推進計画との整合に留意する。

※上記の方針については、「いきいき長寿プラン」について審議する「町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会」（2月12日開催予定）に諮り、決定します。

3 推進計画策定・施策の実施状況評価プロセス

推進計画の策定及び実施状況の評価については、「いきいき長寿プラン」と一体で、「町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会」において審議する。

また、認知症施策について協議する懇談会である町田市認知症施策推進協議会（以下「協議会」という。）に認知症当事者にも委員として参加いただき、協議会で話し合われた内容を、次期「いきいき長寿プラン」素案や実施状況評価に生かすことで、これまで以上に当事者の意見を反映した計画とする。

4 協議会の委員構成の変更（協議）

上記のとおり、認知症施策及び「いきいき長寿プラン」への意見反映を強化するため、協議会の委員に「認知症の当事者」を追加する。

また、基本法では「公共交通事業者等、金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者」に対し、認知症施策への協力や当事者への合理的配慮が責務とされた。

これを踏まえ、「認知症とともに生きるまちづくり」に参画する人をより幅広くとらえ、それらの視点を認知症施策に反映するため、協議会の委員に「日常生活・社会生活関連サービス事業者の代表」を追加する。

その他、現在委嘱している委員の属性及び人数を整理し、2025年度からは下記のと通りの委員構成とする。

現行		2025 年度	
学識経験を有する者	1 人	学識経験を有する者	<u>2 人</u>
一般社団法人町田市医師会の代表	1 人	一般社団法人町田市医師会の代表	1 人
公益社団法人東京都町田市歯科医師会の代表	1 人	公益社団法人東京都町田市歯科医師会の代表	1 人
一般社団法人町田市薬剤師会の代表	1 人	一般社団法人町田市薬剤師会の代表	1 人
認知症専門医療機関の代表	1 人	認知症専門医療機関の代表	1 人
市内の認知症疾患医療センターの代表	1 人	市内の認知症疾患医療センターの代表	1 人
町田市地域包括支援センターの職員	2 人	町田市地域包括支援センターの職員	<u>1 人</u>
介護支援専門員	1 人	介護支援専門員	1 人

認知症高齢者グループホームの代表	1 人	認知症高齢者グループホームの代表	1 人
認知症対応型通所介護事業所の代表	1 人	認知症対応型通所介護事業所の代表	1 人
訪問看護ステーションの代表	1 人	訪問看護ステーションの代表	1 人
認知症高齢者の支援に係る団体の代表	1 人	<u>—</u> <u>※「学識経験者」に統合</u>	—
認知症高齢者の家族会の代表	1 人	認知症高齢者の家族会の代表	1 人
—		<u>認知症の当事者</u>	<u>2 人以内</u>
—		<u>日常生活・社会生活関連サービス事業者の代表</u>	<u>1 人</u>